

《ご契約にあたっての重要確認事項》

- ご契約にあたりましては、下記「警報器リース契約約款」の内容をよくお読みください。
- 警報器リース契約の締結に当たっては、鳥栖ガス株式会社との間でガス使用契約を締結していることが条件です。
- 中途解約する際は事前に鳥栖ガス株式会社にご連絡をお願いします。
- 警報器は鳥栖ガス株式会社の所有物ですので、リース機器の紛失や破損の際、賠償金を請求する場合がございます。
- 警報器リース契約約款は、当社営業所の窓口のほか、当社ホームページ(<http://www.tosugas.co.jp/>)でも確認いただけます。

【警報器リース契約約款】

(適用)

第1条 本リース契約は、鳥栖ガス株式会社(以下、「甲」という)が警報器申込書(以下、「本申込書」という)にて品名等を記載し特定した警報器(以下、「本警報器」という)のみに適用されます。本警報器の取付け以外に別途電気工事や付帯工事があった場合、別途請求します。

(契約の前提条件)

第2条 本リース契約の締結にあたっては、次項の条件が前提となります。

- ① 本警報器の取付け先において、警報器申込者(リース契約者となる。以下、「乙」という)が甲との間でガス使用契約を締結していることが条件です。
- ② リース料金は、乙が、甲との間でガス使用契約を締結しており、ガス料金と合わせて支払うことが条件です。

(契約期間)

第3条 本リース契約の契約期間は、本申込書に記載の有効期限月の末日をもって終了とします。尚、本警報器は当社が登録・管理し、契約期間満了時にお取替えのご案内をいたします。

(リース料金のお支払い)

第4条 乙は、本申込書に記載されたリース料金を、毎月甲に支払います。リース料金の算定方法は本申込書記載のリース料金単価に基づき、個数に乗じて算定します。リース料金は月額とし、日割り計算は行いません。

第5条 支払期日・支払い方法等はガス料金と同様とし、1か月分のリース料金をガス料金と合わせてお支払いいただきます。

(本警報器の取付け、取替え、取外し等)

第6条 乙が本リース契約を申し込んだ場合、甲はすみやかに本警報器を取付けます。

第7条 甲は、取付ける警報器が本警報器と合致していることを乙に確認していただいた上で本警報器を取付けることを以て、取付作業を完了したものとします。

第8条 乙は、本警報器の検査、取替え、取外し、その他必要な場合、甲が本警報器を取付けた場所に立入ることにつき、ご協力いただきます。

第9条 本警報器の取付け位置を甲以外の方が変更する行為は禁止します。取付け位置を変更したい場合には、甲により有料にて実施させていただきます。

(本警報器の所有権と善管注意義務)

第10条 本警報器は甲の所有物ですので、甲の事前承諾なく、取外し、移設、分解、改造、第三者への譲渡、転貸など、甲の所有権を害する行為は固くお断りします。

第11条 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権を害するおそれがある場合には、直ちに甲にご連絡いただくとともに本警報器が甲の所有物であることを主張して、第三者の行為を排除していただきます。

第12条 乙には本警報器を本来の用法にしたがって使用し、適正に管理していただきます。

(解約)

第13条 本リース契約の契約期間中、乙が甲とのガス使用契約を解約されたときは、乙は契約期間満了までの残リース料を一括で支払っていただきます。但し、乙が転居の場合のみ、本リース契約を中途解約ができ、この場合には、中途解約した日の属する月のリース料金までをお支払いいただきます。中途解約する場合は事前に当社までご連絡ください。尚、当該リース料金は月額とし、日割り等の措置は行いません。

(解除)

第14条 本リース契約の契約期間中、次号に該当する事由が生じたときは、甲は本リース契約を解除することができます。この場合、乙は契約期間満了までの残リース料を一括で支払っていただきます。

- ① 本警報器が滅失し、またはこれを毀損し、もしくは紛失したとき。
- ② 本約款第10条、11条、12条に違反したとき。
- ③ 本警報器の取付け先において、ガス料金等の不払い等の事由によりガスの供給停止となったとき。
- ④ 本警報器の取付け先において、あきらかに甲のガスの使用を廃止したと認められるとき。

第15条 第14条①が乙の責に帰する場合は、それによる損害額を乙に負担していただきます。

(故障の対応)

第16条 故障が発生し乙からお申し出があった場合、甲はすみやかに正常作動する機器に交換いたします。甲が機器の交換を行った場合、乙は再度本申込書により申込みをしていただきます。

(契約期間満了または解約時の本警報器の取外し等)

第17条 本リース契約が、期間満了により終了した場合、甲はすみやかに本警報器を回収させていただきます。ただし、甲は本警報器を取外した場合の設置場所等の補修に関して責任を負いません。

第18条 第13条、第14条によりリース契約が終了した場合、本警報器については、乙にて取外しのうえ、甲にお持ちいただきます。乙が本警報器の取外しを甲に依頼された場合は、有償となります。尚、甲は本警報器を取外した場合の設置場所等の補修に関して責任を負いません。

(約款の変更)

第19条 甲は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、乙の了承を得ることなく、この約款を変更する場合があります。この場合、甲は、あらかじめ変更する旨および更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、甲のホームページ上に公表することによってお客さまに周知します。変更の効力発生日以後の本リース契約の提供条件は、変更後の約款によります。